



収 入
印 紙

不動産仮差押命令申立書

2016年（平成28年）4月5日

横浜地方裁判所相模原支部 御中

債権者代理人弁護士 河 村 健 夫



当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
請求債権の表示	別紙請求債権目録記載のとおり

申 立 て の 趣 旨

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者所有の別紙物件目録記載の不動産は、仮に差し押さえる。
との裁判を求める。

申 立 て の 理 由

第1 被保全権利

1 当事者

債権者は、いわゆる被差別部落の出身者であり、部落差別からの解放を目的とする権利能力なき社団（民間運動団体）である「部落解放同盟」の副委員長を務める



者であって、債務者が執行役員を務める出版社「示現舎合同会社」によって開設されたインターネット上のホームページ「同和地区 Wiki」において、「部落解放同盟 関係人物一覧」と題した記事中で、「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種選民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」という侮蔑的文言とともに、債権者の住所・電話番号・職業・運動団体における役職などを掲載された者である（疎甲1号証）。

債務者は、「示現舎合同会社」の代表社員であり（疎甲号証）「鳥取ループ」を名乗って同名義によるホームページを開設するとともに（疎甲3号証）、「同和 wiki」名義のホームページを開設し運営している者である（疎甲4号証）

2 債務者による不法行為

(1) 同和地区を特定する書籍の出版予告を示現舎合同会社がなしたこと

示現舎合同会社は、自身のウェブサイトにおいて、2016年2月8日付で、赤い背景の右上に「復刻」、中央に「全国部落調査 部落地名総鑑の原点」、下部に「財団法人中央融和事業協会全国部落解放協議会」「示現舎」と記載した画像を掲載（疎甲5号証・2頁）し、その画像の下には「示現舎では、『全国部落調査』を復刻し、2016年4月1日に発行いたします。」「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」「既にアマゾンにおいて予約注文を開始しております。予約は以下からどうぞ。」（疎甲5号証・3頁）と記載し、2016年4月1日に「全国部落調査」という書籍を出版することを示した（以下、当該書籍のことを「本件出版物」という）。

なお、疎甲5号証・2頁では予約注文が中止になった旨記載されているが、これはアマゾンでは本件出版予定物が発売禁止の取り扱いとされただけであり、疎甲5号証の掲載は続いており、本件出版物の出版自体が中止となった



わけではない。

(以下、債務者のかかる行為を「債務者の行為①」という)

(2) 同和地区を特定する電子データを債務者がホームページ上に掲載していること

債務者は、自らが開設する twitter 上で「1ページで表示できるようにしました」などとして、上記「全国部落調査」から各種データを整理したと思われる一覧表を収納した PDF ファイルを案内し、ホームページ上に掲載を続けている(疎甲6号証、7号証)。

同ファイルは、全国の都道府県ごとに、「部落所在地」「部落名」「現在地」などの欄を設けた一覧表を記載したものである。

そもそも「部落所在地」などを記載するだけでも大いに問題であるが、現在地やその世帯数までも記載していることからすると、被差別部落出身の個人を特定し、差別を助長しようとする意図をもって作成されたものであることは明らかである。

(以下、債務者のかかる行為を「債務者の行為②」という)

(3) 債権者を含む個人の住所・氏名・職業・運動団体における役職などについて、債権者の承諾なくホームページ上に掲載していること

債務者は、「同和地区 Wiki」において、「部落解放同盟関係人物一覧」と題するページを開設し、債権者の住所・電話番号・職業・運動団体における役職などを債権者の承諾なく掲載した(疎甲1号証)。

「部落解放同盟関係人物一覧」と題するページでは、債権者解放同盟の中央本部役員や債権者解放同盟の各都道府県連連合会の役員のみならず、債務者において一方的に解放同盟と関連があると断じている社団法人の関係者や地方議員などについてまでも、その住所や電話番号等の、明確に個人のプラ



イバシーに属する情報を一覧形式で記載している。

さらに悪質なことに、同ページの冒頭には、「これは不完全なものであり、活用する際には情報を鵜呑みにせず、各自追加検証を行ってください」などと記載した上で、相当数の人物について犯罪に関与した旨の記載を付記している。また、債務者は、同ページの冒頭に『吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」などと、ことさらに部落差別を煽るような記載をしている。

(以下、債務者のかかる行為を「債務者の行為③」という)

3 債権者が本件出版物に対する出版禁止の仮処分を申し立てて許容されたこと

(1) 本件出版物に対する出版禁止の仮処分の認容

債権者、および債権者と同様に債務者によって「同和地区 Wiki」の「部落解放同盟関係人物一覧」と題するページにおいて住所・電話番号・職業・運動団体における役職などを承諾なく掲載された個人5名、並びに部落解放同盟の合計6者は、上記債務者の行為①から③の各記事が、当該5者の名誉権・プライバシー権・差別されない権利等の人格権を侵害し、部落解放同盟の業務を円滑に行う権利を侵害することなどを理由として、2016年（平成28年）3月22日、横浜地方裁判所（本庁）に出版禁止等仮処分を申し立てた。

同事件は、本件出版物の発行日が同年4月1日と予告されていたことから、争点を減らすためにホームページ上の記事掲載の差止を求める部分を取り下げた上で、当事者双方の審尋が実施され（債務者は示現舎合同会社の代表社員の立場で審尋に参加した）、同年3月28日に本件出版物の出版等を差止める仮処分決定がなされた（疎甲8号証）。

なお、上記2（2）（3）に摘示したホームページの記事についても、再度



削除などを求める仮処分の申立手続きを実施する予定である。

(2) 債務者が仮処分決定に従わないこと

しかしながら、債務者は、上記の通り本件出版物について「出版、販売または頒布してはならない」との仮処分を受けておきながら、当該仮処分に関し副本として受領した書面一式（本件出版物を含む）を、インターネット上のオークションである「ヤフオク！」に出品した（疎甲9号証、10号証）。

このように、債務者は仮処分に従う姿勢をまったく見せない。

なお、債務者は、過去にも裁判記録を自らが運営する「鳥取ループ」名義のホームページに全て掲載し、当該掲載を禁止する旨の仮処分がなされてもなおホームページ上に掲載を続けたことから、当該仮処分に基づく間接強制が決定されたという経歴を有する模様である（疎甲11号証、12号証）。

いずれにせよ、債務者は順法精神を持ち合わせていない人物であることは明らかである。

4 不法行為の前提事実としての、現在も残る深刻な部落差別

日本には、日本国憲法が平等権・平等原則を規定しているにもかかわらず、「同和問題」「部落問題」等と呼ばれる一連の差別問題が未だ存在していることは、厳然たる事実である。

(1) いわゆる同和問題の経緯

いわゆる「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる地域、集落がどのような過程で形成されたかについては諸説あるものの、少なくとも江戸時代末期までの時期には、「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業・住居・結婚・交際・服装等にいたるまで、社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていた」（同和対策審議会答申 第1部の1「同和問題の本質」）生活を余儀なくされていたので



ある。

明治政府は、明治4年8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したものの、明治19年に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていた、いわゆる「壬申戸籍」において「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど身分解放は不徹底に終わり（なお、「壬申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968（昭和43）年のことである）、厳しい身分差別は依然として続いた。

1922（大正11）年3月、全国水平社が結成され、同水平社宣言は「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」「ケモノの心臓を裂く代価として、暖かい人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの世の悪夢のうちにも、なお誇りうる人間の血は涸れずにあった」「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と高らかに宣言したが、第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、部落解放運動は解散させられた。

（2）日本国憲法のもとでも継続した差別

第二次大戦の敗戦後、日本国憲法が制定され、憲法14条は同条1項で「すべて国民は、法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等権を明示し、重ねて同上2項及び3項で貴族制度の廃止及び栄典の授与に関する無特権を明記した。憲法22条は職業選択の自由を明言し、憲法24条は婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを宣言し、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し（生存権）、憲法26条は学習権を保障した。

しかしながら、部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は遅々として進まなかった。

1965（昭和40）年に提出された政府の同和対策審議会答申は、同和



問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申している。これは、とりもなおさず、1965年の段階においても、同和問題が未解決のまま放置されている状態を政府自身が認めていることを意味する。同答申では「明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」が求められ、これを受けて1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が10年間の時限立法として制定された。

同和対策事業特別措置法は、数次の延長と改定を経て、2002年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限を迎え、国による同和対策事業は終了した。

（3）現在もなくならない部落差別と部落地名総鑑事件の発生

しかしながら、上記対策法の期限による終了は、部落差別が解消されたことを意味するものではなく、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件や就職差別事件等の差別事件が発生し続けている。そして、結婚や就職に際して、同和地域出身者であるかどうかを確認すること等を目的として戸籍や住民票を調べるため、戸籍等の不正取得請求が後を絶たない状況にある。

なかでも、1975年に、大企業が被差別部落の所在地や主な職業などをリストアップした書籍（いわゆる「部落地名総鑑」）を秘密裏に購入し、従業員の採用にあたってこれを用いていた事件（いわゆる「部落地名総鑑」事件）は、錚々たる大企業が当該書籍を秘密裏に購入していた経緯が次々と発覚した。



このような差別は許されないことから、1975年12月15日、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」との「労働大臣談話」が出され、同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・労働・建設・自治各事務次官連名で、各都道府県知事・各指定都市市長などに宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分の配慮をお願いする。…」という内容の通達が発出されている。

また、法務省は、この事件により回収した「部落地名総鑑」等の書籍を焼却処分としている。

「部落地名総鑑」は、被差別部落の地名のみが記載された図書であり、差別目的以外に利用価値がないといえる。「部落地名総鑑」の作成者や購入者が、どれだけ「差別目的を有していない、差別に利用していない」と弁明したとしても、差別目的以外に利用価値がないこと、上述した現在も残る深刻な部落差別の状況を合わせ考えれば、作成者・購入者に差別目的があることは明らかである。つまり、このような「地名総鑑」が生まれる背景には、どこが被差別部落であって、誰が被差別部落出身者かを暴きたて、結婚や就職において利用したいという欲求が存在するのである。これは個人的欲求という次元ではなく、企業や行政等の作為・不作為が作り出してきた社会構造としての部落差別の欲求である。こうした部落差別が「部落地名総鑑」を生み、その「部落地名総鑑」が部落差別を助長、固定化していくのである。この連鎖を断ち切るためには、「部落地名総鑑」と内容において共通する本件出版物が出版されることはあってはならず、また「部落地名総鑑」と内容においても利用価値においても共通する債務者作成のインターネット記事も公開され



ることはあつてはならないのである。

5 債務者の行為①から③が不法行為を構成すること

(1) プライバシー権の侵害

債務者により、債権者の住所や電話番号・団体における役職等とされる情報などの情報はインターネット上に公開されている状態となっているが、債権者は自らの住所等について、債務者の行為③の記事の体裁でインターネット上に公開されることについて承諾を与えたことは全く無い。

そもそも、一般的に見ても、個人がどこの住所地に居住しているかは当該個人にとって広く社会に公開されたくないプライバシー情報であることは疑いのないところであり、早稲田大学名簿提出事件（最判平成15年9月2日）・NTT電話帳事件（東京地判平成10年1月21日）など判例においても承認されているところである。

加えて、上述したとおり、現在もなお同和地区出身者であるというだけで就職・結婚等の人生の大きな選択に際して不当極まりない差別を受けるといふ現状を踏まえた場合、債務者の行為③の記事をもとに記載対象者が特定され、不当な差別を受ける危険性は極めて高い。債務者は同記事について「これを活用する際には」などと記事中に記載して、同記事を見た人が何らかの「活用」行為を行うことを容認しているのであるが、同記事の記載内容及び記載の表現・体裁を考慮した場合、「活用」行為として考えられる行為は訪問・架電などの私生活の平穩を害する行為が含まれていることは容易に判断できる。

また、債務者の行為①および②の各記事は、それ自体としては債権者の住所地とされる住居表示を明示しているわけではないが、債権者の住所を既に知っている者にとっては、債務者の行為①および②の各記事を見れば債権者が「被差別部落出身者」としてインターネット上に表示されていること

が判明するのであって、現在も残る不当な部落差別を前提とした場合には「被差別部落出身者」としてインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報といえ、債務者の行為①および②の各記事もまた、プライバシー権を侵害することは明らかである（この点、世間一般の人からは問題となった記事における人物の特定ができなかった場合であっても、当該人物を知っている者が記事を読めば人物の特定が可能であるケースにおいてプライバシー権侵害を認めた「石に泳ぐ魚事件」の各審級における判決が参考となる）。

債権者の住所を知らない者を念頭に置いたとしても、債務者の行為①および②の各記事は、債務者が自ら「全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したもの」と認めている内容が記載されている。このような情報と、債務者の行為③の記事に記載されている債権者の姓名、住所、電話番号及び職業等として記載されている情報とを合わせれば、特定人がどこの被差別部落出身として表示されていることが容易に判明する。すなわち、不法行為①および不法行為②の各記事は、部落差別という重大な社会的差別の原因になる情報を記載しているのであり、これは第三者が察知することで個人の内面が他人の知り得るところになるのであるから、人格的自律が困難になるいわゆる「プライバシー固有情報」に該当することは明らかである。

その意味で、不法行為①および不法行為②の各記事についても債権者らのプライバシー権を侵害するものであることは明らかである。

(2) 名誉権の侵害

いわゆる名誉権は外部的名誉であり、名誉毀損は、債権者が社会から受ける客観的評価であるところの名誉を違法に侵害することである。

そこで、債務者の行為①ないし③の各記事を見ると、これらの記載は債権者が被差別部落出身者であることを摘示したものとなっている。



そこで、ある人が被差別部落出身者であるとの事実の摘示が、その人の社会的評価を低下させることになるかが問題になる。もちろん、被差別部落出身であるというのは、その生地によって決まるだけのことであり、本来的に人格的価値とは関わりがないことは言うまでもない。しかし、上述のとおり、現在の日本社会では、なお部落差別が厳然として存在しているところである。「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という誤った差別的評価も、それがある程度一般に流布していれば社会的評価に含まれると解されるから、別不法行為①ないし③の各記事は、債権者の名誉権を侵害する（宇都宮地裁栃木支部昭和33年2月28日判例は、精神病患者であるような印象を与える言説をしたケースで名誉毀損の成立を認めており、参考になる）。

(3) 差別されない権利の侵害

債務者は私人であるため、憲法の規定が直接に適用されるということはないが、債務者の行為によって債権者の人格権の侵害が生じているか否かの判断をするにあたって、憲法で定められた人権規定の趣旨を考慮することができる。

憲法14条第1項では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されている。

人は皆、好むと好まざるとにかかわらず社会や世間から様々な評価をされて生きているが、人は、社会や世間から偏見を持たれていないと思うことができ初めて、円滑な社会生活を営むことができる。もし人が、自分に対する差別が社会に蔓延している（もしくは蔓延しているかもしれない）と感じた場合、人は日常生活において様々な心理的負担を負わなければならなくなり、円滑な社会生活を営むことができなくなる。円滑な社会生活を営む利益は、すべての個人に保障されるべき利益であり、憲法上保護に値する利益で



ある。そのような利益を保障するためには、自分に対して、差別すなわち一定の類型に向けられた嫌悪感や蔑視観に基づく行為が行われていないと確信を持てる環境が必要である。

そこで、憲法は、国家は差別的な意図を持つ行為をしたり、差別を助長する効果のある行為をしたりしてはならないという「非差別原則」を定めるとともに、主観的にも個々人に「差別されない権利」を保障したのである。個人債権者らに「差別されない権利」が保障されており、憲法の明文から、これに「社会的身分又は門地」によって差別されない権利が含まれることは明らかだから、債権者の人格権の侵害について検討する際には、債権者に保障されている「社会的身分又は門地によって差別されない権利」の趣旨を考慮すべきである。

債務者の行為①ないし③の各記事は、被差別部落を特定し、あるいはある個人が被差別部落出身者であることあるいは部落解放同盟という被差別部落出身者を構成員とする団体の関係者であることを示す内容であり、部落差別がなお厳然と残っている現状においては、そのような事実が摘示されることは、摘示された当該個人に身体的・精神的害悪を与え、その人間としての尊厳を侵害するだけでなく、差別を助長し、差別の固定化に寄与することになる。

よって、本件各記事は、債権者の差別されない権利を侵害する。

6 まとめ

以上のとおり、債務者は、債権者の住所や電話番号・団体における役職等とされる情報などの情報に加え、被差別部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度などの情報を出版の形式やインターネット上での公開という形式をとって公開しているのであって、かかる行為が債権者のプライバシー権、名誉権、差別されない権利などの人格権を侵害し、不法行為を成立させること

は明らかである。

よって、債権者は、債務者に対して、不法行為による損害賠償請求権を有している。

第2 保全の必要性

債権者（および債権者と同様の権利侵害を受けた者約100名）は、債務者に対し、損害賠償請求訴訟を提起すべく準備中であるが、債務者は出版社を自称する示現舎合同会社の代表社員であるものの、同会社の経営実態は不分明であって、債務者にはその住所地に所有する本件申立の対象不動産以外にめぼしい資産は見当たらない。

したがって、直ちに申立ての趣旨記載どおりの裁判を得なければ、債権者が本案の勝訴判決を得ても、その執行が不能又は著しく困難になるので、本申立てに及ぶ。

疎明方法

- 甲1 部落解放同盟関係人物一覧・同和地区（被差別部落）Wiki
- 甲2 履歴事全部証明書
- 甲3 鳥取ループ記事（鳥取ループとは）
- 甲4 鳥取ループ記事（同和地区 Wiki を開設しました）
- 甲5 示現舎記事（出版予定物情報）
- 甲6 ツイッター ツイート
- 甲7 全国部落調査 部落地名総鑑の原点
- 甲8 仮処分決定書
- 甲9 ツイッター ツイート
- 甲10 ヤフオク 記事



甲 1 1 審尋書

甲 1 2 間接強制決定書

添 付 書 類

1	甲号証	各 1 通
2	訴訟委任状	1 通